

平成元年 4 月 12 日 制 定 (空 検 第 2 8 6 号)
平成 12 年 8 月 8 日 一 部 改 正 (空 機 第 8 2 3 号)
平成 14 年 8 月 27 日 一 部 改 正 (国 空 機 第 6 1 1 号)
平成 23 年 6 月 30 日 一 部 改 正 (国 空 機 第 2 8 2 号)
令和 2 年 12 月 24 日 一 部 改 正 (国 空 機 第 9 3 7 号)

サーキュラー

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名：航空機アドレスの割当てについて

1. 目的

本サーキュラーは、我が国の航空機にSSRモードSトランスポンダまたは航空機衝突防止装置（TCAS-I）等（以下「モードSトランスポンダ等」という。）を装備する場合において、国際民間航空条約第10付属書で規定された基準にしたがって航空機アドレスを割当てする方法等を示すものである。

2. 概要

国際民間航空機関（ICAO）は、新しいSSR方式（モードS）について、1987年10月22日付けで国際民間航空条約第10付属書（ANNEX 10）にその基準を規定した。本付属書では、航空機アドレスの割当てに関して、次の要件が規定されている。

- (1) 各航空機に個別のアドレスを割当てること。
- (2) 航空機アドレスは24ビットで構成すること。
- (3) 日本の国別アドレスは先頭6ビットを100001（8進数で41）とし、残りの18ビットは日本の航空機登録機関が任意に割当てることができる。

以上の要件に基づいて、各航空機に航空機アドレスを割当てて。

3. 割当て方法

- (1) 我が国の国籍を有する航空機又は我が国の国籍を取得しようとする航空機にSSRモードSトランスポンダ装置等を装備する場合は、別添様式にしたがって航空機アドレスの割当てを申請するものとする。

- (2) 申請書の記載内容が適正と認められる場合には、航空機アドレスの割当てを受けることができる。
- (3) 割当てを受けた者は、8桁8進数で表された航空機アドレスを1桁毎に2進数に変換し、これに応じて機体側配線の改修等を行うものとする。

4. 我が国の登録記号を有しない航空機の航空機アドレスの割当て方法

- (1) 試作機等、我が国の登録記号を有しない航空機についてモードSトランスポンダ等を装備しようとする者は、備考に必要理由を記載して、別添様式により航空機安全課に割当てを申請するものとする。
- (2) 申請書の記載内容が適切でありかつ航空機アドレスを必要とする理由が適切と認められる場合には、航空機アドレスの割当てを受けることができる。
- (3) 割当てを受けた者は、8桁8進数で表された航空機アドレスを1桁毎に2進数に変換し、これに応じて機体側配線の改修等を行うものとする。

5. 航空機アドレスの取り消し

航空機アドレスを受けた航空機が、SSRモードSトランスポンダ装置等を装備しなくなった場合、又、我が国の登録記号を有しない航空機にあつては、航空の用に供されなくなった場合においても、当該航空機アドレスを取り消すので、その旨を届け出るものとする。

附則（平成14年8月27日）

1. 本サーキュラーは、平成14年8月27日から適用する。
2. 本サーキュラーによる改正前の別添様式によるモードSアドレス割当申請書については、改正後の別添様式に関わらず、当分の間、これを使用することができる。この場合には、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附則（平成23年6月30日）

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

附則（令和2年12月24日）

1. 本サーキュラーは、令和3年1月1日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省 航空局安全部航空機安全課 装備品係
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8735

F A X 03-5253-1661

別添様式

年 月 日	
航空機アドレス割当申請書	
航空局安全部 航空機安全課 殿	
申請者住所 氏名又は名称	
下記の航空機に装備されたSSRモードSトランスポンダ装置等の航空機アドレスの割当てを申請します。	
1. 国籍記号及び登録記号	J A
2. 航空機型式及び製造者	
3. 所有者の氏名又は名称及び住所	
4. 備考	
航空局記入欄	
航空機アドレス割当書	
航空機アドレスについて、次のとおり割当ててる。	
航空機アドレス（8進数）	4 1
発行年月日	年 月 日
航空局安全部航空機安全課長	